

平成 22 年度税制改正大綱
～納税者主権の確立へ向けて～

平成 21 年 12 月 22 日

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1. 我が国を取り巻く環境の変化 | 1 |
| (1) 経済・社会構造の変化 | 1 |
| (2) これまでの政府の対応 | 2 |
| 2. 鳩山政権での対応 | 3 |
| (1) 構造変化への対応・新たな国づくり | 3 |
| (2) 政府への信頼の回復・国民不安の解消 | 4 |
| 第1章 税制改革に当たっての基本的考え方 | 5 |
| 1. 税制の現状について | 5 |
| 2. 税制改革の視点 | 5 |
| 第2章 新しい税制改正の仕組み | 8 |
| 1. 新しい税制調査会の設置 | 8 |
| 2. 「ふるい」、租特透明化法（仮称） | 9 |
| (1) 「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し | 9 |
| (2) 租特透明化法（仮称）の制定等 | 9 |
| 第3章 各主要課題の改革の方向性 | 11 |
| 1. 納税環境整備 | 11 |
| (1) 納税者権利憲章（仮称）の制定 | 11 |
| (2) 国税不服審判所の改革 | 11 |
| (3) 社会保障・税共通の番号制度導入 | 11 |
| (4) 歳入庁の設置 | 12 |
| (5) 罰則の適正化 | 12 |
| (6) 納税環境整備に係るP Tの設置 | 12 |
| 2. 個人所得課税 | 13 |
| (1) 所得税 | 13 |
| (2) 個人住民税 | 16 |
| 3. 法人課税 | 17 |
| (1) 現状と課題 | 17 |
| (2) 法人税の改革の方向性 | 17 |
| (3) 中小法人に対する軽減税率の引下げ | 17 |

| | |
|----------------------------------|----|
| (4) 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度 | 17 |
| (5) 地方法人課税 | 18 |
| 4. 国際課税 | 18 |
| (1) 現状と課題 | 18 |
| (2) 改革の方向性 | 19 |
| (3) 国際連帯税 | 19 |
| 5. 資産課税 | 20 |
| (1) 相続税・贈与税 | 20 |
| (2) 固定資産税 | 20 |
| 6. 消費税 | 21 |
| 7. 個別間接税 | 21 |
| (1) 基本的な考え方 | 21 |
| (2) たばこ税・酒税 | 21 |
| (3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等 | 22 |
| 8. 市民公益税制（寄附税制など） | 24 |
| 9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方 | 24 |
| (1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し | 24 |
| (2) 地方税に関する国の関与のあり方の見直し | 24 |
| (3) 地方の意見を反映する仕組みの構築 | 25 |
| 第4章 平成22年度税制改正 | 26 |
| 1. 平成22年度税制改正の考え方 | 26 |
| 2. 個人所得課税 | 26 |
| (1) 諸控除の見直し | 26 |
| (2) 金融証券税制 | 27 |
| (3) 租税特別措置等 | 34 |
| (4) その他 | 37 |
| 3. 法人課税 | 42 |
| (1) 資本に關係する取引等に係る税制 | 42 |
| (2) 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度 | 45 |
| (3) 租税特別措置等 | 45 |
| (4) その他 | 50 |
| 4. 国際課税 | 50 |
| (1) 外国子会社合算税制等の見直し | 51 |

| | |
|---------------------------------|----|
| (2) 移転価格税制の見直し | 53 |
| (3) 外国税務当局との情報交換 | 54 |
| (4) 租税特別措置 | 54 |
| 5. 資産課税 | 56 |
| (1) 住宅関係 | 56 |
| (2) 租税特別措置等 | 57 |
| (3) その他 | 70 |
| 6. 消費課税 | 72 |
| (1) 燃料課税 | 72 |
| (2) 車体課税 | 73 |
| (3) たばこ税 | 75 |
| (4) 租税特別措置等 | 76 |
| (5) その他 | 78 |
| 7. 市民公益税制（寄附税制） | 80 |
| (1) 認定NPO法人に係る措置 | 80 |
| (2) 所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ | 81 |
| 8. 納税環境整備 | 81 |
| (1) 租税に関する罰則の見直し | 81 |
| (2) その他 | 83 |
| 9. 租特透明化法（仮称）等 | 83 |
| 10. 関税 | 84 |
| (1) 暫定税率等の適用期限の延長 | 84 |
| (2) 罰則水準の見直し | 84 |
| 11. 検討事項 | 85 |
| 第5章 今後の進め方 | 88 |
| 別紙1 租税特別措置の見直しに関する基本方針 | 89 |
| 別紙2 地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針 | 92 |
| 別紙3 租特透明化法案（仮称）の概要 | 93 |
| 別紙4 地方税における税負担軽減措置等の透明化の概要 | 95 |
| 別紙5 | 96 |
| 別紙6 租税に関する罰則の見直し（国税関係） | 97 |

【参考資料】

| | | |
|-----|--|-----|
| 資料1 | 所得税の税率の推移（イメージ図） | i |
| 資料2 | 申告納税者の所得税負担率（平成19年分） | ii |
| 資料3 | 法人所得課税の実効税率の国際比較 | iii |
| 資料4 | 社会保険料事業主負担及び法人所得課税の税収の国際比較 (対国民所得比) | iv |
| 資料5 | 法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する 調査（平成18年3月） | v |
| 資料6 | 最近における相続税の課税割合・負担割合及び税収の推移 | vi |

はじめに

1. 我が国を取り巻く環境の変化

(1) 経済・社会構造の変化

我が国は、内外の経済・社会構造の激しい変化に直面し、様々な問題を抱えています。

第一の最も大きな変化は、人口減少と高齢化が同時進行する社会への突入です。このような人口構造の変化は、我が国経済を支える労働者や消費者の減少を通じて、経済成長力を低下させます。また納税者も減少するため、税収にも大きな影響を与えます。これらの結果、年金・医療・介護などの現行社会保障制度の根幹は大きく揺らいでおり、国民の将来不安の大きな原因にもなっています。

第二に、グローバル化の急速な進展があります。もはやいかなる活動も国内で完結せず、私たちの生活は常にグローバルな経済社会の中で営まれています。グローバル化の進展は、経済の効率化による世界的な富の拡大など、大きな成果をもたらしてきた一方、競争に敗れた国内産業の衰退、国際的な格差の拡大、投機的資金の流出入による市場の混乱などの副作用ももたらしてきています。

第三に、国内での格差拡大があります。グローバル化や規制緩和の急速な進展に伴う競争の激化や非正規雇用の増大、税財政の所得再分配機能の低下などにより、所得階層間や世代間の利害が対立する様相を呈し、また、地域間格差も拡がっており、このままでは格差が固定化するおそれがあります。

第四に、資源制約の問題です。我が国は資源小国であり、特にエネルギー資源の確保は長年の課題です。我が国経済はエネルギー価格の上昇に対して脆弱であり、近年、途上国の経済発展などに伴うエネルギー価格の上昇が、企業収益の圧迫を通じて人件費削減につながってきたとの指摘もあります。

第五に、気候変動をはじめとする環境問題です。温室効果ガスによる地球温暖化は、海面上昇、異常気象、穀物生産量の低下、希少生物の絶滅の危機などを引き起こし、人類と生物の生存基盤である豊かな地球環境を脅かすおそれがあると指摘されています。

なお、現下の経済動向を見ると、景気は、持ち直してきていますが、高い失業率や下落傾向にある物価水準など依然として国民生活を取り

巻く情勢は厳しく、政府は大幅な税収減などの困難に直面しています。先行きも、雇用環境の一層の悪化や円高、デフレ、財政悪化に伴う長期金利の上昇などの懸念材料が存在し、予断を許さない状況にあります。

(2) これまでの政府の対応

(1) で指摘したような問題に対し、これまでの政府は十分な対応をとってきたとはいえません。

まず、人口減少・超高齢社会への対応が、大幅に遅れています。近年のグローバル化による競争激化などにより企業による福祉は減少し、また核家族化や単身世帯の増加、生活スタイルの変化などにより家族・地域を中心とするコミュニティーの力が失われてきました。こうした中で、本来は、セーフティネット機能を社会全体できちんと担う形へと、現行の社会保障制度を抜本的に改革することや少子化対策を行うことなどが必要でした。

次に、既得権益を見直すことなく擁護してきたきらいがあります。例えば、これまでの予算編成では事業そのものの必要性が厳格に問われてきませんでした。しかしながら、こうしたやり方では、一度予算がつくとそれが既得権となり、不必要的予算までもが温存されることになります。また、税制改正も、決定過程が極めて不透明であり、結果として一部の人や組織に恩典を与えているのではないかという、納税者の立場から見て公平性が大いに疑われるような形になってしまいました。

さらに、累次にわたる大規模な経済対策や少子高齢化の進展による社会保障関係費の増大等により、現政権に引き継がれた国の長期債務残高は他の先進諸国に類を見ない水準に達しています。国債発行が増大すれば金利の上昇を招き、財政がさらに悪化し、政策の自由度が制限されるとともに、個人の債務負担の増加、企業の設備投資・資金繰りへの悪影響を招いたりするおそれがあります。また、財政赤字は将来世代への負担先送りを意味し、世代間の不公平が拡大する原因ともなっています。同時に地方の債務残高の累積も大きな問題であり、抜本的な解決が求められています。

時代の大きな転換期の中で今必要なことは、病気や失業、老後といった誰もが持つリスクへの不安に対して政府がきちんとしたセーフティネットを整備することによって、国民に安心感を与えることです。この安心感が、国民に起業や創業などリスクを取ってチャレンジする勇気を与え、また貯蓄を消費に向かわせる原動力となります。これらが新たな経済成長へ、さらには税収増となって財政の健全化へつながります。

そして財政の健全化は支え合う社会に必要な財源確保に結びつきます。

つまり、セーフティネットの確立と経済活性化、財政健全化の三つは一体の関係にあり、この好循環を確立することが求められています。ところが現在はこれが全く逆回転をしています。

2. 島山政権での対応

(1) 構造変化への対応・新たな国づくり

島山政権では、経済・社会構造の変化に対し、以下のような方針で対応を開始しています。

第一に、市場メカニズムの持つ効率的な資源配分機能は十分に認識しつつ、市場は万能ではないという認識の下、「人間のための経済」を目指しています。経済面での自由な競争は促しつつも、雇用や人材育成といった面でのセーフティネットの整備、食品の安全や治安の確保、消費者の視点の重視といった、国民の暮らしの豊かさに力点を置くという考えです。

第二に、チルドレンファーストの考え方方に立ち、子どもは「社会の宝」として、社会全体で責任をもって育て上げる体制を作り、少子化に歯止めをかけることを目指しています。具体的には、現金給付型サービスの拡充と併せて、NPOなどの「新たな公共」の担い手の参画も得ながら、市場では調達しにくい育児・保育サービスなどの現物給付型サービスが子どもを持つ世帯に行き渡るようにする政策をセットで提供していきます。男女の働き方を制約している要因を取り除き、家庭での時間を大切にできるような政策を進めることも重要です。

第三に、地域主権の確立による地方の再生です。地方自治体の自由度を高め、地域のことは地域の住民が決められるように改め、それぞれの地方にあった政策を行えるようにすることで、活気に満ちた地域社会をつくります。地域主権を早期に確立するために、先般、「地域主権戦略会議」を発足させました。

第四に、世界で最も進んだ持続可能な低炭素社会をつくることを目指しています。豊かな地球環境は子どもを育む宝です。国連気候変動首脳会議で、全ての主要国の意欲的な参加を前提に、2020年までに1990年比で温室効果ガスの25%削減を目指す「チャレンジ25」や途上国支援等の「島山イニシアティブ」を提唱し、その実現に向け政策を総動員する方向で検討を進めています。低炭素社会の構築は、未来への責任を果たすことだけでなく、資源制約を抱えた我が国の弱点克服にもつながり

ます。さらに、環境技術で国際的な優位性を確保することにもつながります。

(2) 政府への信頼の回復・国民不安の解消

鳩山政権では、国民の政府への信頼を回復し、国民不安を解消するため、以下のような方針で対応を開始しています。

第一に、不安解消のための社会保障制度改革実現に向けたインフラ整備です。国民が安心して生活するためには、社会保障制度の抜本改革が必要です。そのために、社会保障・税共通の番号制度などのインフラ整備に向けて取組を進めています。

第二に、社会の公益を重視します。営利事業者や行政だけではなく、NPOなども含めて、皆で協働して社会の公益を実現していく「新しい公共」づくりを重視し、支援する仕組みの検討を進めています。

第三に、「未来への責任」という観点から、膨大な国債の発行・累積は未来を担う子どもたちにツケを回すものであるとの意識を持って、中長期的な財政健全化に取り組みます。まずは事業仕分け、特別会計の見直し、徹底的な行政改革、「コンクリートから人へ」など、税金の無駄遣いの徹底的な排除と予算の総組み替えを進めていきます。さらに、来年前半には、中長期的な財政健全化への道筋を明らかにします。

第四に、中長期的視点に立ち安定的・持続的な成長を実現するための成長戦略を策定します。国民生活を守るためにには力強い経済成長が必要です。インフラ整備の進展、経済構造の変化に伴い、公共投資の経済効果は趨勢的に低下してきています。将来世代を含めて国民の暮らしの豊かさや地域の発展等を実現するとともに、我が国の潜在力と知恵を引き出すことにより新たな需要の創出と生産性の向上を両立させ、内需と外需のバランスのとれた経済構造へと転換していく必要があります。世界最高の低炭素型産業・「緑の産業」の育成、情報通信技術（ＩＣＴ）の利活用促進、先端分野における研究開発・人材育成の強化、規制のあり方の全面的見直し、「コンクリートから人へ」という基本方針に基づく産業構造の転換や、医療・介護、子育て・教育、農林漁業、観光などの分野における新しい雇用と需要の創出などが重要です。

第1章 税制改革に当たっての基本的考え方

1. 税制の現状について

我が国では、戦後のシャウプ勧告により、公平性を重視するとともに恒久的・安定的な税制を目指すという理念の下に、課税ベースを広く取った直接税中心の税体系への改革が行われました。しかしその後、半世紀以上にわたる変遷の中で、各種の租税特別措置の導入や所得控除の拡大等による課税ベースの縮小、所得課税・資産課税における累進性の緩和など、当初の税制からは相當に形が変わりました。

その過程において、税制が複雑になりすぎたり、一部に既得権が生まれたり、あるいは税を払うことでどれだけの恩恵があるのか、すなわち受益と負担の関係が不明確になったりと、納税者から見た「納得」という観点から大きくかけ離れた形になってしまっています。また構造的な財政赤字は、現行税制が税における「十分性の原則」、すなわち社会保障などの必要な財政需要を賄うのに必要な租税収入を確保すること、を満たせなくなっていることを示しています。

2. 税制改革の視点

このような現行税制の抱える問題点を払しょくすべく、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した新たな税制を構築することは、新しい国のかたちを作るために必要不可欠です。

特に税制は「代表なくして課税なし」の言葉に象徴されるように、議会制民主主義の根幹をなすものであり、そのあり方については主権者たる国民、すなわち納税者にとって納得できるものでなければなりません。したがって、税制論議を行うに際しては、常に納税者の立場に立って論議を行うことが必要です。

税制全般の抜本改革を進めるに当たっては、こうした考え方から、以下の視点に特に重点を置きます。

第一に、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の三原則を税制のあり方を考える際に常に基本とします。納税者の立場に立ったとき、好ましい税制のあり方は、制度が公平で、かつ、制度の内容が透明で分かりやすく、その制度に基づいて納税することについて納得できるものである必要があります。

第二に、「支え合い」のために必要な費用を分かち合うという視点を大事にします。国民一人一人が頑張り、かつ、その結果が報われる社会であるべきことは大前提です。しかし、人はその人だけの頑張りによって生きられるのではなく、様々な人と関わり互いに支え合うことにより、社会は成立しています。現在、我が国が抱える様々な問題を解決するためには、世代間および世代内の両面にわたり、お互いに「支え合い」、共によりよい社会をつくっていくという共通認識を持って、そのために必要な費用を社会全体で分かち合うことが必要です。税制はまさにその費用の分かち合い方を決めるものです。

第三に、税制改革と社会保障制度改革とを一体的にとらえて、その改革を推進します。年金の抜本改革をはじめとして、真に必要な人に重点的に手を差し伸べることができるような社会保障制度へと改革を行う過程では、必ず税制との役割分担の議論が生じます。したがって税制改革の議論を行うに際しては、社会保障制度改革の議論とも平仄を合わせることが重要です。また、例えば、政策税制を検討する場合においても、雇用機会の拡大につながるかといった社会政策的な視点も今後は重要なとなります。

第四に、グローバル化に対応できる税制のあり方を考えます。グローバル化の進展により、「国は納税者である人や企業を囲い込むことができる」というこれまでの前提が根本的に変化し、税制以外の判断要素もあるものの、担税力の高い者ほど納税する場所を自ら選択できる状況が生まれています。このような状況の中では税制の仕組みもそれに適合したものに変わっていかざるを得ません。また地球温暖化をはじめとする環境問題や資源・エネルギー問題といった地球規模の課題に対応するための税制のグリーン化などの取組も求められています。

あわせて、税制の国際協調を推進していきます。例えば各国において法人税率の引下げが進む中、タックス・ヘイブンを利用した租税回避などに対応するためには、情報交換ネットワークの拡充等を通じた税に関する国際協調が求められています。各国と協力し、国際的な税制面での協調促進によって、国際的な税の争奪戦が起きない状況を目指します。

第五に、地域主権を確立するための税制を構築していきます。地域再生のためにはもちろんのこと、市民に一番身近な自治体が、自らの権限と責任で自らの税制のあり方を定め、そこから得られる税収によって住民が求める行政サービスを提供することは、納税者としての意識を高め、税の無駄遣いを防ぐことにもつながります。今後、地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担

う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

第2章 新しい税制改正の仕組み

1. 新しい税制調査会の設置

これまでの税制改正は、与党の税制調査会と政府の税制調査会においてバラバラに議論されてきました。また、その実質的な意思決定は、税制改正について法的な権限や責任を有しない与党の税制調査会で行われてきました。このように、税制改正については議論の過程が不透明であり、国民にとって理解や納得を得にくい形で進められてきました。

しかしながら、税は国民の皆さんに納めていただくものであり、税制改正に当たっては、政府において権限と責任を有する政治家が決定する透明な仕組みを作った上で、税制改正の議論に携わった政治家が責任を持って国会審議の場で答弁を行い、国民の理解や納得が得られるように努めていかなければなりません。

そこで、鳩山政権では、これまでの与党の税制調査会と政府の税制調査会の機能を一元化し、政府の責任の下で税制改正の議論を行うために、政治家から構成される「税制調査会」を政府に新しく設置しました。また、鳩山政権では、予算編成過程を抜本的に透明化・可視化するとの方針の下、国民の皆さんにどのような議論が行われているのかが良く見えるようにしています。歳出面における行政刷新会議の事業仕分けの全面公開などと同様、歳入面でも、税制調査会の審議の模様をインターネット中継によりリアルタイムで配信するとともに、その議事録や資料を迅速に公表することとしました。

さらに、税制調査会には、各府省の副大臣が委員として参加し、多様な税制改正要望が反映できるようにしました。各府省では、税制改正要望を公募したり、提出された税制改正要望のヒアリングを公開するなど様々な工夫が行われており、今後もこうした透明化の工夫を進めていく必要があります。

これらに加え、税制については専門的・技術的な見地からの検討も必要です。このため、第5章で述べるとおり、税制の専門家として中長期的視点から税制のあり方に関して助言を行う専門家委員会を近日立ち上げることとしています。

地方税制については、地方の声を反映する仕組みを構築することが必要です。税制調査会では、平成22年度税制改正に当たり、全国知事会、全国市長会、全国町村会との意見交換を行いましたが、今後、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との関連を整理しつつ、地方税制に

関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討します。

鳩山政権では、こうした様々な場を通じ、国民の理解と納得を得ながら税制改正を行っていきます。

2. 「ふるい」、租特透明化法（仮称）

（1）「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し

税制の中には、「租税特別措置」と呼ばれるものがあります。租税特別措置には様々なものがありますが、その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。しかし、現状では、適用実態がはっきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、導入から相当期間が経過し役割を終えているもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見されます。

税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることができます。この見直しのための「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を定めました（別紙1、2参照）。租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で241項目、地方税で286項目ありますが、これらの全てを「ふるい」にかけて、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で抜本的に見直します。

見直しの初年度となる平成22年度税制改正では、平成21年度末までに適用期限が到来する措置を中心に、各府省から拡充や見直しの要望があった項目等を含め、国税で81項目、地方税で90項目の見直しを行いました。この結果として、国税で41項目、地方税で57項目を廃止又は縮減することとしました。

なお、今般適用期限を延長としたものについても、下記の「租特透明化法（仮称）」の制定や地方税法の改正によりその適用実績を明らかにするとともに、政策評価を厳格に行うこととします。

（2）租特透明化法（仮称）の制定等

租税特別措置の抜本的な見直しを進めるに当たり問題となるのが、現行の租税特別措置の中に、その適用実績の把握や効果の検証が十分なされていないものが少なからずあることです。租税特別措置は、特定の者に税負担の軽減という経済的な利益を与えるという意味で補助金と同じ機能を果たすものであり、外国では「租税歳出」とも呼ばれています。こうした租税特別措置がどのように利用され、どのような効果を生じているかは、補助金と併せて、透明でなければなりません。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、来年の通常国会において「租特透明化法（仮称）」の制定を目指します。租特透明化法（仮称）では、法人税関係の租税特別措置について提出を求める「適用額明細書」を集計するなどの方法により租税特別措置の適用実態調査を行い、その結果を国会へ報告することなどを定めます（別紙3参照）。なお、法施行後の状況を踏まえ、国会への報告のあり方等について必要な見直しを検討します。

また、地方税における税負担軽減措置等についても、その適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において所要の措置を講じます。具体的には、地方税に関する統計資料等により地方税における税負担軽減措置等の適用実態を把握し、その結果を国会へ報告することなどを定めます（別紙4参照）。

第3章 各主要課題の改革の方向性

1. 納税環境整備

(1) 納税者権利憲章（仮称）の制定

「代表なくして課税なし」の言葉に象徴されるように、議会制度は税と共に発展してきたといっても過言ではありません。つまり、議会制民主主義における税のあり方は、あくまでも税を納める主権者たる国民の立場に立って決められるべきものです。国民主権にふさわしい税制を構築していくため、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして「納税者権利憲章（仮称）」を早急に制定します。

納税者の権利を守るための具体的な改革として、更正等の期間制限が課税庁からの更正と納税者からの修正で異なる点について見直しています。特に課税庁の増額更正（事後的な納税額の増額）の期間制限が3～7年であるのに対して、納税者からの更正の請求（事後的な納税額の減額）の期間制限が1年であることは納税者の理解を得られにくく、早急に見直す必要があります。

(2) 国税不服審判所の改革

税が議会制民主主義の根幹であることを考えれば、個別の課税事案に対して納得できない納税者の主張を聞く「国税不服審判所」は、民主主義にとって極めて重要な機関です。

しかし、国税不服審判所の現状は、この重要な役割を果たすには十分ではありません。特に、その機能を果たすために最も重要な審判官の多くを国税庁の出身者が占めていることは問題です。そのほかにも証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があります。

これらの観点から、国税不服審判所の組織や人事のあり方、不服申立前置主義の見直し、不利益処分の理由附記などについて、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、納税者の立場に立って、適正な税務執行が行われていることが国民に明らかになるよう、必要な検討を行います。

(3) 社会保障・税共通の番号制度導入

社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備

が必要不可欠です。そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。

番号は基礎年金番号や住民票コードなどの既存番号の活用、新たな付番など様々な選択肢が考えられます。付番・管理する主体については、

(4) で詳述する歳入庁が適当であると考えます。

以上、徴収とも関連しますが、主として給付のための番号として制度設計を進めます。その際は、個人情報保護の観点が重要なことは言うまでもありません。

(4) 歳入庁の設置

年金制度改革と並行して、年金の保険料の徴収を担っている日本年金機構（2010年1月に社会保険庁より改組予定）を廃止し、その機能を国税庁に統合、歳入庁を設置する方向で検討を進めます。

歳入庁は税と社会保険料の賦課徴収を一元的に行います。行政の効率化が進み、行政コストも大幅に削減できます。国民にとっても、税は税務署、保険料は社会保険事務所など別々の場所に納付する手間が省けます。

歳入庁は、国税と国が管掌する社会保険料の徴収を行うこととなりますが、国税と徴収対象や賦課基準が類似の税について自治体が希望する場合、地方税等の徴収事務を受託することも検討します。

(5) 罰則の適正化

納税者の税制上の権利の裏返しとして、納税者には適正に税制上の義務を履行することが求められます。義務を適正に履行しない納税者に対しては、厳正かつ的確に対処する必要があります。

課税の適正化を図り、税制への信頼を確保するためには、罰則の適正化も重要です。他の経済犯とのバランスなどを考えながら、罰則の見直しを行う必要があります。

(6) 納税環境整備に係るP Tの設置

以上、(1) 納税者権利憲章（仮称）の制定、(2) 国税不服審判所の改革、(3) 社会保障・税共通の番号制度導入、(4) 歳入庁の設置、等について、具体化を図るために、税制調査会の下にプロジェクト・チーム（P T）を設置します。特に、(1) (2) (3) については1年以内を目途に結論を出します。

なお、社会保障・税共通の番号制度やこれを付番・管理する歳入庁の

設置については、税制のみならず、社会保障制度も関連することから、税制調査会のPTと並行して、内閣官房国家戦略室を中心に、府省横断的に検討を行うこととします。

2. 個人所得課税

(1) 所得税

① 基本的仕組み

現行所得税では、収入や経済的利益などから、発生形態に応じて設けている給与・事業など10種類の所得分類に従って、給与所得控除や必要経費などを差し引き、所得金額を計算しています。原則として、これらの10種類の所得金額を合算し、その金額から基礎控除、配偶者控除などの所得控除を差し引き、その残額に対して超過累進税率を適用して税額を計算する総合課税の仕組みをとっています。

累進税率とは、所得が多くなるに従い高い税率を課す方法であり、我が国では6つの税率適用所得区分（ブラケット）を設け、ブラケットに応じた税率を課す超過累進税率をとっています（資料1参照）。

例えば、300万円の所得（収入ではありません）がある場合、0円から195万円までは税率5%、195万円超330万円までは10%ですので、 $195\text{万円} \times 5\% + (300\text{万円} - 195\text{万円}) \times 10\% = 20.25\text{万円}$ という計算になります。

ただし、利子などは源泉分離課税と言って、源泉徴収段階で課税し、他の所得と合算しません。株式譲渡益などは申告分離課税と言って、確定申告の段階で他の所得と合算せず、課税しています。

② 現状と課題

所得税については、累次の改正により、税率の引下げ・その適用範囲（ブラケット幅）の拡大が行われるとともに、各種控除の累次にわたる拡充によって課税最低限の引上げが行われてきており、所得再分配機能や財源調達機能が低下している状況にあります。

現在の所得税は累進構造をとっていますが、実効税率はなだらかに上昇し、一定所得以上は下降しており、累進性を喪失している状態と言えます（資料2参照）。

その原因としては、第一に、所得控除が相対的に高所得者に有利なこと、第二に、分離課税している金融所得などに軽課していることなどが挙げられます。

格差が拡大する中、所得税には所得再分配機能の発揮が求められています。特に、中間層が低所得層へと落ちていく下への格差拡大を食い止めるることは喫緊の課題です。

累進構造を回復させる改革を行って所得再分配機能を取り戻す必要があります。

③ 改革の方向性

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。ただし、一般の消費者を顧客としている小売業等に係る売上げ（事業所得）や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能薬ではないという認識も必要です。

第二に、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進めます。

第三に、本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ではありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。

④ 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ

現行所得税の所得控除制度は、結果として、高所得者に有利な制度となっています。なぜなら同額の所得を収入から控除した場合、高所得者に適用される限界税率が高いことから高所得者の負担軽減額は大きくなる一方で、低い税率の適用される低所得者の実質的な軽減額は小さくなるからです。

例えば、0歳から15歳までの子どもを対象とする扶養控除は子育て支援の機能を有していますが、同じ38万円の所得控除を適用した場合、高所得者が10万円を超える減税になるのに対して、低所得者では2万円の減税にもなりません。

所得控除を一律の税額控除に変えれば、限界税率の低い低所得者はど所得比で見た負担軽減効果が大きい仕組みになります。

手当は相対的に高所得者に有利な所得控除に代えて現金給付を行う

ものであり、定額の給付であることから相対的に支援の必要な人に実質的に有利な支援を行うことができます。

所得再分配機能の回復や「所得控除から手当へ」との考え方の下で、支え合う社会づくりの第一歩として、子どもの養育を社会全体で支援するとの観点から、22年度において、子ども手当の創設とあいまって、0歳から15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除を廃止することとします（平成23年分からの適用となります）。23歳から69歳までの成年を控除対象とする扶養控除についても、このような観点に加え、就労している人と就労していない人の公平の観点からも検討を行ってきましたが、さらに議論を深めて幅広い国民的な合意を得ながら、今後、その見直しに取り組むこととします。

教育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減を図るために創設された16歳から22歳までの特定扶養親族を控除対象とする特定扶養控除については、22年度において、高校の実質無償化に伴い、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（25万円）を廃止することとします（平成23年分からの適用となります）。これらの見直しに伴い、現行よりも負担増となる家計については適切な対応を検討します。

なお、所得税・個人住民税の扶養控除等について、「所得控除から手当へ」等の考え方の下で見直すことにより、現行制度においては、これらの税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度に関する負担に影響が生じることになりますが、見直しの趣旨を踏まえて、制度の所管府省においては、負担の基準の見直し、経過措置の導入など適切な措置を講じることとします。

配偶者控除については、その考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後、その見直しに取り組むこととします。

また、所得再分配機能の回復等の観点からの、給与所得控除の見直しや、税率構造などの所得税改革にも取り組むこととします。

給与所得控除には上限がありませんが、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えにくく、高所得者により有利な制度となっています。このため、給与所得控除に関しては、上限を設けるなどの見直しが必要です。また、給与所得者であっても、本来は実際にかかった経費の実額を控除することが望ましいと言えます。現行の特定支出控除（通勤費など一定の支出の額が給与所得控除額を超えるときは、その超える部分を控除する制度）の適用実績は僅

少で推移しています。給与所得控除の見直しと併せ、特定支出控除の対象範囲を拡大することにより、給与所得者にとって使いやすい制度にすることを検討します。

国民の納税者としての意識を高め、より強固な民主主義を構築していくため、納税者自らが所得及び税額を確定申告することが基本でなければなりません。給与所得控除と特定支出控除を見直すことにより、特定支出控除の選択的適用の増加を通じ、給与所得者の確定申告の機会拡大につなげます。

さらに、所得再分配機能を高めていくために、「給付付き税額控除」の導入も考えられます。これは税額控除を基本として、控除額が所得税額を上回る場合には、控除しきれない額を現金で給付するといった制度です。給付とほぼ同じ効果を有する税額控除を基本とすることから、手当と同様に、相対的に低所得者に有利な制度です。

給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。

以上で述べた税額控除・給付付き税額控除と手当などの社会保障政策のベストミックスで「支え合う」社会を構築していきます。

(2) 個人住民税

個人住民税は「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有しており、所得税よりも課税最低限が低く設定されていて、比例税率をとっています。

前述した通り、平成 22 年度税制改正では所得税において①0 歳から 15 歳までの子どもを控除対象とする扶養控除の廃止、②16 歳から 18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止を行います。税体系上の整合性の観点等から、個人住民税についても平成 22 年度税制改正において同様の措置を講じます(平成 24 年度分からの適用となります)。その際、扶養控除等の見直しにより国民健康保険料等に影響が生じることになりますが、制度の所管府省において、負担の基準の見直し・経過措置の導入など、適切な措置を講じることとします。さらに、今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除のあり方について検討を進めます。

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税

化についても検討を行います。

3. 法人課税

(1) 現状と課題

我が国の国税と地方税を合わせた法人実効税率は、国際的にみると高く、国際競争力などの観点から税率引下げの必要性が指摘されるところです。他方で、法人所得課税の負担に社会保険料事業主負担をあわせてみると、国際的にも必ずしも高い水準ではないという見方もあります。また、租税特別措置により、実質的な企業の負担には産業によってばらつきが見られます（資料3、4、5参照）。

(2) 法人税の改革の方向性

このところ法人課税の分野では、主に租税特別措置により特定の分野や活動に限られた財源を集中することで我が国経済を後押しする手法がとられてきました。しかし、諸外国をみれば、この間に課税ベースの拡大と併せた法人税率の引下げが進んできています。そこで、我が国でも、第2章で述べた通り、租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、これにより課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していくこととします。

(3) 中小法人に対する軽減税率の引下げ

我が国において地域経済の柱となり、雇用の大半を担っているのは中小企業です。こうした中小企業を支えることは、税制にとっても重要な課題の一つです。このため、租税特別措置の見直しに当たっても、中小企業にはできる限りの配慮を行います。また、公益法人などに対する税率との均衡等も勘案しつつ、厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業を支援するため、中小法人に対する軽減税率を引き下げる必要があります。これについては、課税ベースの見直しによる財源確保などと合わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討します。

(4) 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度

特殊支配同族会社（いわゆる一人オーナー会社）については、現在、業務主宰役員（一人オーナー）の役員給与の一部を損金不算入とする制度が設けられています。この制度は、特殊支配同族会社の業務主宰役員

は自ら給与を決めることで税負担の調整を図ることが可能であるという点を踏まえ、そうした役員給与が法人段階で損金算入され、個人段階でも給与所得控除の対象となる「二重控除」の問題に対処するために設けられたものです。しかし、この制度については、二重控除を是正する手法として適當かといった批判があります。

このため、本制度は平成22年度税制改正で廃止します。その上で、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じることとします。

(5) 地方法人課税

国民が自らのニーズや地域の特性に合った行政サービスを享受できるようにするためにには、地方自治体の財源を安定させる必要があります。しかし、法人住民税と法人事業税は地方自治体の基幹的税目でありながら、景気に左右されやすいという問題を有しています。

また、法人住民税と法人事業税は、地方税の税目の中で最も地域間格差が大きい税目です。各都道府県別に人口1人当たりの法人住民税と法人事業税の税収額の指標（平成20年度決算見込み）を比較すると、最大の東京都と最小の奈良県の差は6.6倍となっています。格差是正のために地方法人特別税・譲与税の仕組みが導入されましたが、税制の抜本改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの暫定措置にすぎません。

現行の地方交付税制度よりも財政調整の機能を一層強化した新たな制度を創設するための検討と併せて、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系の構築に向けて議論を進めます。

4. 国際課税

(1) 現状と課題

近年、経済取引のグローバル化の進展に伴い、外国関係会社との取引関係の操作や税負担の少ない国（いわゆるタックス・ヘイブンなど）を利用した租税回避行為のリスクが高まっています。また、グローバル化が進む中、国境を超える取引が恒常的に行われるとともに、その取引も法人その他の多様な事業体の利用により複雑化していますが、実際に課税・徴収を確保するには、情報の把握の困難性や外国の主権により執行上の制約を受けるなど、税務執行も困難化しています。

一方で、税務執行に係るルールを一層明確化し、経済取引の実態により即したものとすることが、納税者側に過大な負担をかけず、正常な企業活動を阻害しないために重要です。

このため、制度・運用の両面において租税回避を防止して我が国の適切な課税権を確保すると同時に、企業活動活性化のため税務執行に係るルールを明確化・適正化する必要があります。

(2) 改革の方向性

移転価格税制については、平成22年度税制改正において必要な改正を行う予定です。今後、OECDにおける移転価格ガイドライン見直しの議論の動向などを踏まえつつ、関連者の判定基準における実質的な判断や独立企業間価格の算定方式における「幅（レンジ）」の概念のあり方などについて検討を行うとともに、独立企業間価格の算定方式の適用優先順位の柔軟化や比較対象取引の候補となりうる取引が複数存在する場合等の選定のあり方の更なる明確化、シークレットコンパラブル（類似の取引を行う第三者から質問検査等により入手した比較対象取引についての情報）のあり方、執行体制の充実などによる事前確認の一層の迅速化など、必要な方策を検討します。

また、適切な課税・徴収の確保の観点から、クロスボーダーで活動を行う者の適切な課税の確保や、国外資産等に係る情報の的確な把握についても、具体的な方策について検討する必要があります。

さらに、租税条約については、今後とも我が国経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、我が国の経済構造及び国内法制、国際課税を巡る状況等を勘案しつつ、そのネットワークの迅速な拡充に努めます。

(3) 国際連帯税

国際金融危機、貧困問題、環境問題など、地球規模の問題への対策の一つとして、国際連帯税に注目が集まっています。金融危機対策の財源確保や投機の抑制を目的として、国際金融取引等に課税する手法、途上国の開発支援の財源確保などのために、国境を越える輸送に課税する手法など、様々な手法が議論されています。すでにフランスやチリ、韓国などが航空券連帯税を導入するなど、国際的な広がりを見せていました。我が国でも、地球規模の問題解決のために国際連帯税の検討を早急に進めます。

5. 資産課税

(1) 相続税・贈与税

相続税は格差是正の観点から、非常に重要な税です。バブル期の地価急騰に伴い、相続税の対象者が急激に広がったことなどから、基礎控除の引上げや小規模宅地等の課税の特例の拡充により、対象者を抑制する等の改正が行われました。バブル崩壊後、地価が下落したにもかかわらず、基礎控除の引下げ等は行われてきませんでした。そのため、相続税は100人に4人しか負担しない構造となり、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能が果たせているとは言えません（資料6参照）。また、金融資産の増加などの環境の変化が見られます。

今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指します。

その見直しに当たっては、我が国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成や事業の円滑な承継等に配慮しつつ、本人の努力とは関係のない大きな格差が固定化しない社会の構築や課税の公平性に配慮すべきです。

さらに、相続税の課税方式の見直しに併せて、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税のあり方も見直していく必要があります。

また、法人等を利用した租税回避への対応など、課税の適正化の観点からの見直しを引き続き行っています。

(2) 固定資産税

固定資産税は市町村税収の約42.5%（平成21年度地方財政計画）を占める重要な税目です。

しかし、これまで適用実態や正当性等が検証されないまま、数多くの政策税制措置が設けられ、課税ベースを侵食しています。「公平・透明・納得」の税制の構築に向けて、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」による見直しに加え、①実施期間が長期にわたる措置、②適用件数が少ない措置、③適用金額が小さい措置のいずれかの要件に該当する政策税制措置を今後4年間で厳格に見直します。

上記の見直しにより、国民の生活を支える行政サービスを提供する市町村がより安定的に財源を確保できるようになります。

また、公平性・公正性の観点から、負担調整措置のあり方及び固定資

産の適正な評価について検討を進めます。

6. 消費税

消費税については、三党連立政権合意において、「現行の消費税5%は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中ににおいて、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない」との方針を示しています。

消費税は景気に比較的左右されない税目であり、我が国の基幹税目となっています。一方、消費税には所得が低いほど負担感が強い、いわゆる逆進性が指摘されるところです。逆進性対策として、軽減税率も考えられますが、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどから、「給付付き税額控除」の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討していきます。

消費税のあり方については、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討していきます。

7. 個別間接税

(1) 基本的な考え方

消費税は基本的に全ての財・サービスに課されていることから、そのほかに間接税を課すことは、実質的に二重の負担をもたらすことになります。したがって、個別間接税については、特定の政策目的を含め、課税の趣旨を明確にすべきです。

一方で、個別間接税に関連し、「グッド減税・バッド課税」という考え方方が示されています。これは特定の財・サービスが環境や健康などに影響をもたらす時に、それが好影響である時には税負担を軽減し、悪影響である時には税負担を課すという考え方です。

「グッド減税・バッド課税」の考え方方に立ち、健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制の検討も進めます。

(2) たばこ税・酒税

たばこ税・酒税は、いずれも消費税と実質的に二重の負担をもたらすものであると同時に、これまで安易な財源確保策として用いられてきたという問題があります。

これはたばこ税・酒税が財源確保を目的に創設されたことに由来するものですが、前記の基本的な考え方によれば、このようなあり方は望ましいものではありません。

たばこ税・酒税は国民の健康に対する負荷を踏まえた課税に改めるべきであり、その際には国民に分かりやすい仕組みにする必要があります。その観点から、酒税については、酒類の生産・消費の状況等に配慮しつつ、類似の酒類については、基本的に致醉性の観点からアルコール度数に着目した税制とすることを検討します。

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。その判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととします。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。

上記の方針に沿って、平成 22 年度において、1 本あたり 3.5 円の税率引上げ（価格上昇は 5 円程度）を行います。

（3）暫定税率、地球温暖化対策のための税等

① 暫定税率

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、自動車重量税及び自動車取得税の暫定税率は、これまで累次の道路整備計画に定められた道路整備のための財源として、道路整備計画と一体的なものとして延長されてきました。

現在の暫定税率は、平成 19 年 12 月に検討された 10 年間の道路整備計画の案を根拠に平成 20 年 4 月から平成 30 年 3 月末までの 10 年間のものとして定められましたが、財源の使途については、前政権下の平成 21 年 4 月に一般財源化され、道路特定財源制度はなくなりました。

このような認識に立って、現行の 10 年間の暫定税率は廃止することとします。

他方、現在は石油価格も安定しており、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響についても度外視できない状況にもあります。また、急激な税収の落ち込みにより、財政事情も非常に厳しい状況にあることも踏まえる必要があります。このようなことから、今回の税制改正では、長い経緯に縛られてきた現行の 10 年間の暫定税率は、廃止します

が、当分の間、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税について現在の税率水準を維持することとしました。

ただし、国民の生活を守る観点から、平成20年度上半期に見られたような石油価格の異常な高騰時には、本則税率を上回る部分の課税を停止するための措置を併せて講じることとします。

② 地球温暖化対策のための税

地球温暖化対策の観点から、1990年代以降、欧州各国を中心として、諸外国において、エネルギー課税や自動車関連税制などを含む、環境税制の見直し・強化が進んできています。

我が国における環境関連税制による収税の対GDP比は、欧州諸国に比べれば低いといえますが、今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成23年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。

③ 車体課税

自動車関連諸税においてはかねてより簡素化、負担の軽減、グリーン化が強く求められてきました。

平成22年度においては、自動車重量税について、現行の10年間の暫定税率を廃止した上で、地球温暖化対策の観点から、当分の間、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）には本則税率を適用するとともに、次世代自動車と比べて、単位重量あたりのCO₂排出量が多いガソリン車等については、本則税率の2倍（自家用乗用車の場合）の税率を設定するなどの措置を講じることとします。

また、いわゆる「エコカー減税」（24年4月末まで）については、制度の仕組みを維持します。

以上の措置により、自動車重量税のグリーン化を行いながら、暫定税率による上乗せ分の国分の約2分の1に相当する規模の税負担の軽減を図ることとします。

自動車取得税については、現行の10年間の暫定税率を廃止した上で、地球温暖化対策の観点から、当分の間、現在の税率水準を維持することとします。また、いわゆる「エコカー減税」（24年3月末まで）については、制度の仕組みを維持します。

④ 地方環境税の検討

喫緊の課題である地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組を進め、地球環境に貢献することが求められています。

CO₂の排出を抑制するためには、地方税においても、すでに軽油等に課税していることを踏まえ、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要です。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しています。このような地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠です。

8. 市民公益税制（寄附税制など）

従来、公共は行政により専ら担わされてきました。昨今、市民・事業者・行政が協働して課題を解決していく「新しい公共」の役割が重要性を増してきています。

少子高齢化が進む中、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や介護・福祉などの公益活動に市民が積極的に参加していくよう、社会全体で支えていく必要があります。

市民が担う公益活動を資金面で支える上で寄附の役割は重要です。市民公益税制に係るプロジェクト・チーム（PT）を設置し、平成22年4月末を目途に成果を得るよう改革に向けた検討を進めます。PTでは、寄附税制に加え、公益活動を担う法人（NPO法人や公益法人など）に係る税制についても検討を行います。

9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

（1）国と地方の税源配分のあり方の見直し

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲します。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

（2）地方税に関する国の関与のあり方の見直し

地方自治体が事務事業のみならず税の面でも創意工夫を活かすことができるよう、課税自主権の拡大を図ります。

(3) 地方の意見を反映する仕組みの構築

国が地方に優越する上下関係から、対等の立場で対話していく新たなパートナーシップ関係に転換します。そのために、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との関連を整理しつつ、地方税制に関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討します。